

公共事業評価に関する検討会議及び
市民意見を踏まえた市の対応方針

再 評 価	横代南町山手 1 号線道路改築事業
-------	-------------------

北九州市
令和 2 年 2 月

公共事業評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針
(対象事業：横代南町山手 1 号線道路改築事業)

【対応方針】

事業を継続する

【対応方針決定の理由】

市道横代南町山手 1 号線は、都市計画道路（以下、(都)とする。）南方朽網線の一部を構成し、市道横代南町 3 号線と合わせ(都)横代線と(都)蛭田若園企救丘線を連絡する幹線道路である。

本事業の目的は、小倉南区一円の交通ネットワークの構築により、小倉南区の東西アクセスを充実させること及び、周辺地域の生活環境を向上させることとしている。

平成 17 年度より事業に着手し整備を進めてきたが、この度大型補償物件の詳細調査の実施に伴い事業期間及び事業費の見直しを行った結果、次のとおりとなる見込みである。

①事業期間：事業終了予定を令和 4 年度から令和 9 年度に 5 年間延伸する。

＜主な延伸理由＞

- ・補償物件の移転先において、法令上の許可を受けるまでに時間を要したことから、補償契約締結や工事着手に遅れが生じる見込みとなった。

②事業費：35 億円から 75 億円に増額変更する。

＜主な増額理由＞

- ・詳細な建物等補償調査を行ったところ、建物内に多数かつ高価な設備を保有していることが判明した。
- ・道路区域外の建物や設備について、区域内のものと一体的な機能を有することが判明し、補償の対象となった。
- ・人件費等の高騰、消費税の増税による影響が生じた。

しかし、本路線の完成により、小倉南区の交通ネットワークの一部が構築されることから、その事業効果は高く、早期の完成が望まれていることが調整会議の中で示され、対応方針案として「継続」を決定した。

今回の公共事業評価に関する検討会議では、本事業を計画どおり進めていくことについて、出席した全ての構成員が「異論はない」との意見であった。ただし、具体的な事業の推進にあたって、留意すべき点が意見として挙げられた。

続いて、これらの留意点を踏まえた市の対応方針案について市民意見を募集したが、意見の提出はなかった。

以上より、本事業を「継続」することとし、先の留意点を踏まえて事業の推進に努める。

○公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応：資料 2

○市民意見の募集結果：資料 3

公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応
(対象事業：横代南町山手1号線道路改築事業)

	公共事業評価に関する 検討会議での意見	市の対応方針（案）
<p>(1) 補償費の当初算定 における精度向上 について</p>	<p>本事業の大型補償物件に係る補償費は、事業着手後の詳細調査の結果、当初算定額から大幅に増額することとなった。</p> <p>類似ケースを発生させないためにも、今後の道路事業における大型補償物件では、事業着手前の情報収集を十分行い、補償費算定の精度を向上させるべきである。</p> <p>また、取り組みを進めるために有効な仕組みなどの体制づくりをあわせて検討されたい。</p>	<p>通常、事業を決定する際には詳細調査は行わず、過去の事例等を参考に概算金額を算出している。</p> <p>本件においては、大型補償物件の類似事例が少なく、外観や限られた情報の中で算出したものである。</p> <p>しかしながら今回、事業着手後の詳細調査の結果、補償費が当初の想定と大きく乖離したことから、今後は、他都市の類似事例を参考にしながら、地権者の協力が得られる範囲での事前調査を行うなど、当初補償費の精度を上げる方策について、研究検討をしてみたい。</p>
<p>(2) 事業区域及び周辺 住民との合意形成 について</p>	<p>一般家屋の用地補償にあたり、土地や家屋が道路区域にかかる程度によっては、地権者の理解を得るまでに長く時間を要することも懸念される。計画道路区域及び隣接の住民に対しては、本事業への理解促進に向けて事業内容を丁寧に説明する必要がある。</p> <p>あわせて、道路完成後の周辺住民の生活環境への影響を考慮した取り組みを行う等により、円滑な合意形成に努めていただきたい。</p>	<p>地権者及び周辺地域の方々に対しては、事業進捗にあわせて、個別に丁寧な説明を行い、理解を得たい。</p> <p>また、損失補償基準に基づき対応可能なものや、道路の構造により影響を軽減できるもの等、状況に応じて、周辺住民の生活環境の向上につながる対策を講じて、合意形成を図ってみたい。</p>

横代南町山手1号線道路改築事業に係る事業概要及び市の対応方針（案）に対する
市民意見の募集結果について

■意見募集期間

令和元年11月20日（水）から12月19日（木）まで

■意見提出状況

意見提出なし